

# ○津山工業高等専門学校国際交流センター規程

令和2年2月26日  
規程第4号

(趣旨)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程(平成29年3月21日規程第33号)第10条の規定に基づき、津山工業高等専門学校国際交流センター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** センターは、津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における国際交流及び国際化の推進並びに本校学生の海外留学・研修及び留学生の受入れ等の促進・支援を図ることを目的とする。

(業務)

**第3条** センターは前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 国際交流事業に関する企画・立案及び実施の助言に関すること。
- 二 海外の機関との交流に関すること。
- 三 留学生及び短期研修生等に関すること。
- 四 学生の海外留学、海外研修及び海外インターンシップ等に関すること。
- 五 教職員の国際交流及び海外渡航に関すること。
- 六 センターの運営に関すること。
- 七 その他国際交流に関すること。

(部会)

**第4条** センターに専門的事項を審議するため、部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

**第5条** センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長 1人
- 三 センター員 3人
- 四 部会長

- 五 事務部長
- 六 総務課長
- 七 学生課長
- 八 その他校長が必要と認めた者  
(センター長)

**第6条** センター長は、教授のうちから校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

**第7条** 副センター長は、第5条第3号に規定するセンター員及び同条第4号に規定する部会長のうちから第9条に規定する本校国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経てセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

**第8条** センター員は、教務・学生・寮務主事補から各1名をもって充て、校長が任命する。

- 2 センター員は、センターの業務を処理する。
- 3 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

**第9条** センターに第3条に掲げる業務について審議するため、運営委員会を置き、委員は第5条に掲げる者をもって充てる。

- 2 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第10条** センターに関する事務は学術連携・国際企画室、学生課及び総務課において処理する。

- 2 主担当を学術連携・国際企画室、副担当を学生課及び総務課とし、緊密な連携・協力のもと処理するものとする。

3 具体的な事務担当については、別に定める。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。